

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月1日

いなべ市長 日沖 靖

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

梅戸地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月7日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 1経営体

個人 2経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

中間機構への貸しつけはしばらく地権者の判断に従う。

6 地域農業の将来のあり方

現在の担い手農業者は高齢に達してきているので営農組合を除いてはこれ以上の集積は望めない。中間管理機構への貸しつけが望まれるが地権者の考えからすると知っている人に管理を依頼することが望まれる。今後は営農組合が拡充され、より多くの農地を集積出来る体制作りが必要である。